

Brexit 後のイギリス知的財産 制度の展開

ロンドン大学クインメアリー校教授

翻訳 金城学院大学 生活環境学部
生活マネジメント学科 准教授

Jonathan Griffiths

末宗 達行^{*}



要 約

本稿は、欧州連合（EU）からのイギリスの脱退（以下、「Brexit」という。）が知的財産法にもたらした影響を明らかにするものである。Brexit は、イギリスの立法者に、欧州連合の立法の体系から独立して、知的財産法を発展させる機会をもたらしている。しかし、現状として、立法者と裁判所のいずれもがこれまでのところ、劇的な方針転換を行っていない。背景には、イギリスが、EU の加盟国ではなくなった場合であっても、知的財産に関する国際条約、イギリス・EU 間の貿易・協力協定及び基本権を保護する国内法である 1998 年人権法その他の制約に服さなければならないことがある。さらに、既存の制度が基盤とする複雑な商業上の実務を一変させることのリスクも考慮しなければならない。とはいえ、法制度が安定するにつれて、このアプローチは今後数年にわたって徐々に緩和されることは、十分に生じ得る。その兆しは見えており、次第にイギリスの裁判所は、独力で法を展開することに一層自信を深めていくだろう。

目次

1. 欧州連合への加盟
2. Brexit、そして 2018 年 EU 離脱法
3. 2023 年「存続 EU 法」廃止改革法
4. 結論

本稿は、欧州連合（以下、「EU」という。）からのイギリスⁱ⁾の脱退が知的財産法にもたらした影響を明らかにするものである⁽¹⁾。項目 1 においては、1973 年 1 月 1 日から 2020 年 1 月 31 日までの期間における EU（又はその前身となる諸機関）へのイギリスの加盟がもたらした結果を概説する。項目 2 においては、2021 年の始めから 2023 年「存続 EU 法」廃止・改革法（以下、「2023 年法」という。）の施行までの期間を論じる。最後に、項目 3 においては、2023 年法が到来を告げた体制を説明する。この体制は、イギリス法と EU 法の関係を大きく修正するものであり、これにより、イギリスは EU の法準則に適合する従前の義務からさらに距離を置くこととなる。

1. 欧州連合への加盟

イギリスは、1973 年 1 月 1 日に、EU の前身となる機関—欧州経済共同体—に加盟した。この超国家機関への加盟に際して、イギリスは、EU 法〔訳者注：以下では、EU 法の前身である EC 法を区別せず「EU 法」という。〕が適用される分野における EU 法の優越性を容認した。この法における優越性は、1972 年欧州共同体法〔訳者注：以下、「1972 年 EC 法」という。〕を通じて、国内法上、承認された。ゆえに、Brexit 以前においては、イギリスの立法府及び裁判所は、EU 法（これには、知的財産法が適用される分野を多く含む。）が適用される分野においては、EU の規範に従う義務に服していた。EU 法は様々な形態で存在している。〔訳者注：EU の〕基本条約自体の規定があり、これにより基本原則が定められ、欧州連合の運営が規律されることとなる。これらは加盟国において直接効果（direct effect）ⁱⁱ⁾を有する。加えて、特定の問題については、同様に（追加的な国内実施立法を要さず

^{*} 本稿投稿時 現 横浜国立大学大学院 准教授

に) 直接効果を有する規則 (Regulations) が存在しているほか、加盟国が自らの法システムにおいて国内実施措置をとらなければならない指令 (Directives) もある。

知的財産は、一面ではイノベーションは欧州経済の成功に必要不可欠であるため、そして、他の面では知的財産が領域的であり、ゆえに加盟国の国境を越えた商品及びサービスの自由移動に対する障壁をもたらさうるために、EU においては重要なものである。ゆえに、実効性のある域内市場 (a functioning internal market) の確立のため (EU の究極的目標)、可能な限りにおいて加盟国間で知的財産を調和させることが EU にとって必要不可欠なものとなっている。こうした調和のプロセスは、知的財産法のすべての分野に影響をもたらしている。特許法の分野では他の分野と比較してこのことは注目されていない。というのも、部分的な融合をもたらしている欧州特許条約が併存していることにより、EU の調和へのさらなる取り組みが相対的に差し迫って必要なものとなっているわけではないためである。にもかかわらず、特許法分野においてすら、EU は重要な立法を主導している⁽²⁾。国内商標法は、完全な調和がなされている⁽³⁾。〔訳者注：イギリス国内法である〕1994 年商標法のもとで、登録商標に関するイギリス法は、この調和の結果として根本的な変更が加えられた。さらに、EU 全体をカバーし、国内法と併存する EU 商標制度が創設された⁽⁴⁾。同様に意匠においても、意匠指令⁽⁵⁾に適合するため、国内法に徹底した変化がもたらされ、そして、指令とは別に意匠規則が EU レベルでの意匠制度を導入した⁽⁶⁾。著作権法における状況は異なっており、より複雑である。というのも、広範な様々な具体的な問題に関する一連の指令を通じて、この法分野が部分的にのみ調和されているに過ぎないからである。にもかかわらず、こうした EU 法上の調和のプロセスは、イギリス著作権法に実に重大な変化をもたらした。例えば、保護期間は延長され、著作権の発生に関する準則は変更され、追及権及び公貸権が導入され、著作権に隣接する新しい権利が創設され、そして、著作権侵害に対する一定の抗弁が廃止または縮小された。

指令に由来する立法上の変更は、イギリスにおいては一次立法により国内実施されることがあり、この場合には、国会による完全な審査を受けることとなる。しかし、より多くの場合、1972 年 EC 法の下でのより負担の少ない審査手続きを通じて可決されうる二次立法を通じて、知的財産法に変更がもたらされる。Brexit 以前においては、これらの立法形式に由来する準則がイギリス国内裁判所により解釈適用される場合、裁判所は、EU 法の優越性の原則に服していた。いわゆるマリーシング法理⁽⁷⁾のもとで、たとえもし国内法上の文言の意味に対して非常に広い一貫しないしは不自然な一アプローチを採用することを伴うものであるとしても、イギリスの裁判所は、(EU 法が適用される分野においては) EU 指令に適合的な態様でイギリス法を解釈する義務が課されていた⁽⁸⁾。事実、Brexit 以前においては、規則ではなく指令が適用される法分野においてすら、イギリスの裁判所は、(指令が適用されるべき真の準則の源であることを根拠として) イギリスの国内実施法を解釈しようとするのではなく、指令自体の文言を一層直接見るようになっていた。知的財産法の問題を扱うイギリスの裁判所は、EU に加盟初期においては「欧州化 (Europeanisation)」に抵抗することもあった一方で、こうしたプロセス及び方法論は、Brexit の時点までには、広く受け入れられ、日常実務となっていた。

EU の法制度の内部においては、規則及び指定の解釈は、欧州司法裁判所 (CJEU) の役割である。イギリスは加盟国であった期間、イギリスの国内裁判所は、EU 法を解釈した CJEU の判決に従うように義務付けられていた。一定の知的財産分野、特に著作権、商標及び意匠においては、CJEU の判例が、Brexit に至るまでの長年にわたる法の発展において一単独の主役というわけではないとしても一主導的な役割を担っていた。例えば、Flos 事件 CJEU 判決の結果として、イギリスは、一定の工業的に応用された著作物への著作権保護を 25 年間に制限する規定である 1988 年著作権・意匠及び特許法 52 条を削除した。こうした国内法の特徴的規定は、1988 年法に結実した国内での政策議論に従って立法されたのであるが、Flos 事件 CJEU 判決と適合的でないと考えられて廃止されたのである。商標法においては、商標指令のイギリスにおける最初の国内実施法は、標章が非類似の商品役務に使用された状況における希釈化 (dilution) に対する保護を規定したのみであった。しかし、Davidoff 事件判決において、CJEU は、指令の文言にかかわらず、標章が同一又は類似の商品役務に使用された場合にも、こうした保護が受けられうると判示し、その結果、イギリスは同判決に適合するよう関連国内法を修正した⁽⁹⁾。

国内法が改正されなかった場合でさえ、イギリス法の基本原則が、CJEU の判例法により問題とされたことが

あった。例えば、イギリスの著作権法は、著作権が存在するものについて「限定列举 (closed list)」を明らかに前提としている。すなわち、著作権保護を求める全ての原告は、その創作的成果が1988年著作権・意匠及び特許法1条に特定される類型の中に入ること立証しなければならない。同法については一見すると、創作的成果が列举されているものに入らない場合には、(ベルヌ条約の保護範囲に入ると考えられると主張されるかもしれないとしても) 保護がないということになる。しかしながら、Brexit 以前に、CJEU は、こうした「限定列举」アプローチがEU著作権法に適合しないかもしれないということを強く示唆する判決を言い渡した⁽⁹⁾。法的位置づけは全体としては明らかではないものの、それにもかかわらず、イギリスの裁判官の一部は、「限定列举」はもはや適用し得ないことを前提として、EU法の適用を考え始めていた⁽¹⁰⁾。

2. Brexit、そして2018年EU離脱法

項目1では、EUへの加盟がイギリス知的財産法にきわめて大きな影響をもたらしたことを示した。そうすると、2016年1月23日に実施された国民投票に従って採られた、EUを脱退するイギリスの決断が意味するものを考察することが重要である。脱退条件の交渉過程は延長されたものの、最終的にはイギリスは、2020年1月31日にイギリス・EU間の離脱協定(以下、「離脱協定」という。)において定められた条件の下で、EUを脱退した。この時点から、移行期間(この期間においては、EU法はイギリスにおいてその地位を大部分で維持した。)が開始したが、この間、イギリスとEUとの間での将来関係についての交渉は継続した。この移行期間は、2020年12月31日に終了し、EU・イギリス貿易・協力協定(以下、「貿易・協力協定」という。)が発効した。

離脱協定は、既存の知的財産権について重要な暫定的保護を規定した一方で、同協定はイギリスにおける知的財産法の将来の姿に関わるものではなかった⁽¹¹⁾。しかし、貿易・協力協定は、知的財産の章を設けており、あらゆるEUの自由貿易協定において想定されうるものと類似した規定が含まれている。実際のところ、協定の両当事者が、様々な分野における知的財産保護がTRIPS協定を上回る水準で維持することを義務付けられている。同協定で到来を告げた体制は、イギリスが、EU加盟期間において享受していたものよりも、より高い政策上の柔軟性を持つことを許容している一方で、依然として、知的財産における既存の欧州レベルの立法体系(acquis)の特徴の多くを共有している⁽¹²⁾。

イギリス知的財産法に対するBrexitの影響を理解するためには、イギリスにおける国内法にもたらされた変化を理解することも不可欠である。こうした変化には、具体的なものもある。移行期間の終了から効力を有する形で、イギリスは、EUとの変化した関係を反映するために必要と考えられる一定の立法上の変更を行う機会を得た。よって、例えば、移行期間の終了以前においては、1988年著作権・意匠及び特許法は、欧州経済領域の市民や機関に対する明示的な言及を行っていた。これらのうちの一部については、2021年1月1日から施行する形で同法から削除された(例えば、一定の法域の市民に対する自動的な著作権保護を付与する規定におけるEU市民への言及)。データベース権の保護適格に関する準則もまた調整を受け、イギリス又はマン島⁽¹³⁾に特定の関係のあるデータベースのみが保護適格があることとなる。特許法においては、現時点では、補充的保護証明書法に関する準則が、EU規則により規律される体制から、イギリス国内法のもとで確立した制度へと転換された。全般的には、こうした立法上の変更は、イギリスがEUを脱退するについて一定の側面を運用可能にするために必要と考えられた。大規模な法の再定位を意味するものではなかったのである。

商標及び意匠の分野においては、上述した通り、(国内保護制度と並んで)EUレベルでの制度が両分野で運用されていたために、特に困難が生じた。これらのEUレベルでの制度に継続して加入していたとすれば、Brexitと矛盾することになっていたであろうから、代替措置をとる必要があった。移行期間の終了から、イギリスは欧州レベルの制度がもはや適用されず、欧州レベルの登録権の権利者は、自らの権利の構成要素の一つを事実上失った。こうした損失を埋め合わせるため、イギリスは、並行的な、うりふたつの商標及び意匠制度を導入し、これにより、EUレベルの権利の既存の権利者に対して(追加登録について何らの要件を求めない)並行的なイギリスの権利が付与された。存続中のあらゆるEU無登録意匠権は、移行期間の終了以前であればイギリスにおいても適用されていたが、国内法上の権利へと転換され、存続が許されることとなった。こうしたうりふたつの国内法上の権

利は今やすべて存続期間を満了しているだろう。というのも、無登録意匠は3年間存続するに過ぎず、ゆえにイギリスに適用されていた既存の EU 無登録意匠は本稿執筆時点までには終了しているであろうからである。しかし、Brexit 以前のデザイン保護の水準を維持することを保障するため、イギリスは、従前の共同体無登録意匠に相当する、無登録意匠の新たな国内法上の制度をも導入した^(13) v)。

すると、全体としてみれば、上述した具体的な立法上の変化は、移行期間の終了から効力を持ったわけであるが、イギリス知的財産法が移行期間の終了時点での Brexit の基底をなす政策と整合することを保障するために絶対に必要なものであったといえる。驚くべきことに、この立法上の調整から除外されたものも一部存在していた。もっとも際立っているのは、知的財産権の消尽に関する準則が、基本的には変更されないままであった（しかも〔訳者注：本稿執筆時点でも〕変更されていない）ことである。欧州連合の加盟国であった時には、イギリスは、この制度の下で、権利の域内消尽制度—欧州経済領域内において同意のもとに知的財産保護の対象物を最初に販売されると、一般的には、EU 域内において当該対象物の頒布をコントロールする権利は消滅する—を維持する義務を負っていた。一見すると、Brexit 後において EEA〔訳者注：欧州経済領域〕レベルの消尽を維持するならば、EU からイギリスが脱退したことの目的と全体的に整合しないように見受けられるであろう。Brexit 後のイギリスが取り得る、誰の目にもわかる代替政策があるとするならば、それは、EU の域内消尽制度を（i）国内消尽制度、又は（ii）国際消尽制度のいずれかで置き換えることのように思われるであろう。しかし、実際にはこうしたことにはならなかった。基本的には、イギリスは、全ての知的財産権について、上述した Brexit 後の域内消尽制度の運用を継続している。結果として、例えば、イタリアやスペインで適法に頒布された著作物の複製物は、依然として頒布権の権利者の同意なく、適法に輸入可能である。しかし、この立場は、相互主義的なものではない。ゆえに、イギリスにおいて著作物の複製物を適法に頒布しても、EU 域内においてその後の頒布をコントロールする EU の権利者の権限は消尽しない。一見すると、こうした状況は、イギリスの権利者にとっては好ましくないように見受けられる。にもかかわらず、コンサルテーション手続を経て、イギリス政府は、既存の契約やサプライチェーンに対する深刻な混乱を招かずに、適切に置き換えられる消尽制度を明らかにすることは、まだ不可能であると考えている⁽¹⁴⁾。ゆえに、この立場は依然として検討課題となっている。

本項では、筆者は、Brexit を実行に移す法的措置の二つの側面を追ってきた。第一に、全体としての法的枠組みを整える国際協定を概観した。第二に、EU の準則がイギリスを直接的には拘束しなくなる時点において、知的財産法が Brexit の規定をなす諸原則に整合的であることを保障する具体的な立法上の措置を検討した。ここに加えて、第三のものとして、考慮すべき重要な法的制度が存在する。項目 1 において、EU への加盟がイギリス知的財産法にきわめて大きな影響をもたらしてきたことを示した。広範な法的措置が欧州の準則を国内実施するために導入され、イギリスの裁判所は、イギリス法の展開において CJEU の判例に従う義務を負っていた。明らかなことに、こうした状況は、Brexit の結果として根本的に変化した。移行期間後の EU 立法及び CJEU の判決は、イギリスにおいて拘束力を持たない。しかし、EU に由来するものの、移行協定が終了した時点においてイギリス法に組み込まれた準則はどうなるのだろうか？例えば、その時点においてイギリスの法制度の不可欠な部分を形成していた（条約の規定、規則、指令又は CJEU の判決のもとでの）EU 法に由来する義務はどうなるのだろうか？確かに、単純に 1970 年代初頭の EU へのイギリスの加盟以前に適用されていた法的状況へとイギリスが戻ってしまうことは、不可能であったであろう。2020 年の終わりに全ての EU 由来の準則が消滅していたとすれば、イギリスの法制度はカオスに陥っていたであろう。こうしたカオスを回避することを保障するため、2018 年 EU 離脱法が 2021 年 1 月 1 日に施行された。この立法の目的は、前述の点から法的確実性および安定性を確保することにあった。

移行期間の終了から発効しているが、2018 年 EU 離脱法は、1972 年 EC 法を廃止し、新たにつくられる EU 法（立法及び判例法）は当該時点からはイギリスにおいては拘束力を有しないと規定した⁽¹⁵⁾。しかし、移行期間の終了時点で効力を有する（かつ、例えば個別的な法的措置により廃止されていない）EU の準則は、「存続 EU 法」（のちに、「融合 EU 法」とその名を改めた。）として、十把ひとからげにイギリス法に取り込まれた⁽¹⁶⁾。2018 年 EU 離脱法は、存続 EU 法の様々な類型を創設した。EU 指令を国内実施するために国内法が制定されていた場合

には、当該国内立法は、イギリス法の法律文書として独立した地位を与えられた⁽¹⁷⁾。結果として、その母体となった指令は、法源としてもはや拠り所ではなくなった。イギリスで拘束力を持っていた規則は、直接適用可能なイギリス法へと転換された⁽¹⁸⁾。同様に、EU 立法で明確には謳われていなかったものであった場合でも、イギリスに適用されていたあらゆる条約上の権利義務は、国内法に持ち込まれることとなった⁽¹⁹⁾。Brexit 以降における CJEU の判例法は、移行期間の終了後はイギリスでは直接的な拘束力を持たなくなったが、イギリス法に転換され、イギリス最高裁の判決と同等の地位が与えられた⁽²⁰⁾。結果として、これらの判決は、後のイギリスの立法又は判例法により覆されなければ、イギリス法において重要で拘束力を持つという法的地位を有し続けることとなる。イギリスの裁判所は、適切な場合において、Brexit 以後の CJEU 又はその他の EU 機関の判断を考慮に入れる権限を保持する⁽²¹⁾。

これらの融合の仕組みを通じて、EU 法からのイギリスの決別がなされたものの、法的確実性が確保されている。にもかかわらず、2018 年 EU 離脱法のもとで導入された体制は、むしろ奇妙な帰結をもたらしている。ある特定の時点（移行期間が終了した 2020 年 12 月 31 日）に固定されたひとまとまりの準則（「融合 EU 法」）は、イギリス法において、非常に高いレベルの重要性を獲得した。このひとまとまりの準則からの脱却は、イギリスの立法及び／又は判例法が異なる準則を確立するに伴って、時間をかけてでしか生じないであろう。2018 年 EU 離脱法は、判例法においてなされるこうした脱却を許容する仕組みを導入した。ゆえに、例えば、イギリスの上位裁判所は、一定の条件を充足する限りにおいて、融合された Brexit 以前の CJEU の判例法から脱却することができる⁽²²⁾。しかし、これらの条件は、比較的厳格である。知的財産法の分野においてこの権限が行使されたもので、判例集に登載されたものはただ 1 件のみしか存在しない⁽²³⁾。

ここまで、Brexit 直後の期間においては、法制度が、高い水準での継続性を保持することを望まれていたことを示してきた。この傾向は、当該期間におけるイギリスの知的財産関連の裁判所の判決において明確に反映されている。この傾向の最も注目される例の一つは、TuneIn Inc. v. Warner Music UK Ltd. 事件控訴院判決によるものである⁽²⁴⁾。この判決は、Brexit 以前の判例法から脱却する権限が行使されるべき状況に関するものであったが、2018 年 EU 離脱法のもとで確立された体制の適切な解釈に関するガイドラインを提供したために、知的財産の文脈を超えて重要なものとなっている。TuneIn 事件判決は、著作権法における公衆に対して著作物を利用可能にする権利の射程に関するものであり、過去 10 年から 15 年にわたり、CJEU により大きく注目されてきた問題であった。特に、Svensson 事件判決及び GS Media 事件判決といった重要な判決は、著作物の複製物のリンクを埋め込む行為が著作権者の同意を必要とする場合に関する問題を検討してきた⁽²⁵⁾。TuneIn 事件判決により、イギリスの裁判所が、議論を呼ぶ準則のまとまりについて再考する、Brexit 後における興味深い機会を得ることとなった。Svensson 事件判決は、著作物の権利者の同意のもとにアップロードされていた自由にアクセス可能な著作物の複製物へのリンク（つまり、リンクによって、利用可能となったのではない）に関するものであった。これに対して、GS Media 事件判決は、権利者の同意なくアップロードされていた著作物の複製物へのリンク（つまり、一定の状況ではリンクを設定することで責任が生じる）に関するものであった。TuneIn 事件判決で裁判所が関心を寄せた状況は、少々異なるものであった。なかんずく、被告のオンラインラジオポータルサイトは、法定の権利制限規定の条件の下で、他の法域で投稿された著作物へのリンクを提供していた。イギリスの裁判所は、被告の行為が、Svensson 事件判決と GS Media 事件判決という 2 つの極の間にある状況について判断を下さなければならなかったわけである。最終的には、控訴院は、権利者の同意なく投稿された著作物への被告によるリンクが、当該著作物の最初の投稿が法定の権利制限規定の条件の下で他の法域においてなされていた場合であったとしても、著作物を公衆に利用可能にする権利を侵害すると結論付けた。しかし、本稿での同判決への真の関心は、1988 年著作権・意匠及び特許法のもとでの公衆への伝達に係る排他権の解釈の解明にあるのではなく、Brexit 後における、Brexit 以前の既存の CJEU の判例法に対する控訴院のアプローチにある。控訴院は、CJEU が数年にわたって問題となっている権利の範囲に細心の注意を払ってきたこと、それゆえに仮に判例を混乱させるようなことをすれば、統一的なアプローチを可能な場合には必ず維持することが重要である分野に不確実性と不一致をもたらしてしまうであろうから、イギリスの裁判所が判例を混乱させることを憚ってきたことを説明した。本件においては、

Svensson 事件判決及び GS Media 事件判決において確立された原則を否定する Brexite 後の国内立法は存在していなかった。したがって、2018 年 EU 離脱法のもとで確立された制度のもとでは、イギリスの裁判所は、Brexite 以前の CJEU の判例法から脱却することについて、きわめて慎重であるべきこととなる。実際、2018 年 EU 離脱法の下で確立された権限のもと、控訴院は、その結論に至るにおいて、Brexite 後の CJEU の関連判決にさえ、細やかな配慮を示した⁽²⁶⁾。

したがって、TuneIn 事件控訴院判決は、Brexite が EU とは関係なく知的財産法を発展させる機会を提供しうる一方で、性急な革命に導いているのではないことを示す証拠を示している。このメッセージは、2021 年の初頭から 2023 年の終わりまでの間に言い渡された他の判決からも拾い集めることができる。Shazam v. Only Fools the Dining Experience 事件の一审判決⁽²⁷⁾は、この現象の一例を示している^(vi)。同様に、当該事件は、著作権に関するものであり、裁判官が「融合 EU 法」（判決が言い渡された時点においては「存続 EU 法」と言われていた。）を解釈する必要があった。Shazam 事件判決では、原告は Only Fools and Horses というイギリスの人気テレビ番組に関する権利者であった。被告は、テレビ番組シリーズに登場したキャラクターの表現を含む演劇を考案し上演した。原告は、著作権侵害に基づき出訴し、訴訟手続において、原告の著作物の性質や侵害の主張に対する権利制限規定の適用可能性の問題を含む複数の興味深い問題を提起した。後者〔訳者注：侵害の主張に対する権利制限規定の適用可能性の問題〕について、当該事件では、カリカチュア、パロディ又はパスティーシュを目的とする著作物の公正利用の抗弁⁽²⁸⁾の適用可能性に焦点が当たった。裁判所は、被告の演劇が当該抗弁に当てはまるという被告の主張を受け入れなかった。そうするなかで、裁判所は、（Brexite 後であるにもかかわらず）Deckmyn 事件 CJEU 判決⁽²⁹⁾に大きく依拠した。しかし、イギリス著作権法におけるパロディの権利制限規定に関する裁判所の解釈は、本稿での目的との関係では、最も興味を引く部分というわけではない。項目 1 において述べた通り、移行期間の終了時点で、著作権が存在するものについてのイギリスの「限定列举」アプローチが、EU 著作権法と整合するかどうかは明らかではなかった。しかしながら、Shazam 事件判決は Brexite 後に判断されたのであるが、それゆえに、裁判官が、かかる解釈上のあいまいさを一掃し、著作物は 1988 年著作権・意匠及び特許法のもとで特定された類型の一つに当てはまらなければならないという一見すると明確な要件を繰り返そうと思えば、可能であったであろう。にもかかわらず、これは、裁判官の興味を引く行動指針とはならなかった。とりわけ、裁判官は、当該テレビ番組における中心登場人物の一人は、その他の著作物の要素としてのみではなく、キャラクター自体として、1988 年著作権・意匠及び特許法のもとで著作権が発生すると判示した。このことは、キャラクターがそれ自体で著作権を享受するというのを認めたイギリスの裁判例は従前存在していなかったことからすれば、革命的な結論である。本稿の文脈においては、裁判官がこの結論に至った理由付けに興味がかかる。裁判官は、二重経路プロセス（two track process）〔訳者注：後述の通り、EU 法上の準則とイギリス法上の準則の両方から、それぞれ著作物性を判断するプロセスのこと。〕に従うことで明言を避けた。まずは、EU 著作権法が「限定列举」システムを違法としたこと、及び、Brexite 後においても依然として、裁判官はこの違法とされていることを考慮に入れる義務があることを根拠として、当事者の主張を検討した。こうした根拠により、1988 年著作権・意匠及び特許法のもとで保護される著作物として「キャラクター」が列举されてはいないが、それにもかかわらず、CJEU の判例法で確立された原則の適用により、「著作物」として保護されると判示した。しかし、同時に裁判官は、たとえ 1988 年著作権・意匠及び特許法 1 条 1 項が「限定列举」であると解されるとしても、問題となっているキャラクターであれば、いずれにしても「文芸の著作物」の形式として保護されるだろうと判示した。Waterrower (UK) Ltd. v. Liking Ltd 事件判決⁽³⁰⁾でも同様の慎重さが示されており、同事件では、一審は、木製のローイングマシンが（i）EU 著作権法のもとでの「著作物」とであるとともに、（ii）1988 年著作権・意匠及び特許法の「限定列举」のもとでの「美術工芸の著作物」でもあると判示した。両事件が示すのは、いかに EU 著作権法、とりわけ CJEU の判例法が、Brexite 後のイギリス知的財産法に暗い影を落とし続けているのかということである。

対照的な例が示されるのは、Industrial Cleaning Equipment (Southampton) Ltd v Intelligent Cleaning Equipment Holdings Ltd 事件控訴院判決（以下、「ICE 事件判決」という。）⁽³¹⁾である。ICE 事件判決は、融合 EU 法から脱却する裁量（freedom）を行使する判断を裁判所が行った珍しい例である。商標侵害における 5 年間の「黙認

(acquiescence)」を判断すべき起算日に関するものであった。この問題についての Brexit 以前の CJEU 判決である Budvar 事件判決⁽³²⁾は、5年の期間は、権利者が後行標章の使用とその登録の両方を認識した時から起算されることを示した。しかし、この判決は議論を呼んでおり、欧州知的財産庁のアプローチと整合していなかった。ICE 事件判決では、控訴院は、イギリスの裁判所は、たとえ融合 EU 判例法を形成しているとしても、Budvar 事件判決から脱却すべきであると判断し、そして、5年の期間は、先行商標権者が後行商標の使用を認識し、そして、一先行商標権者が後行商標の登録を認識しているか否かにかかわらず一後行商標が実際に登録された時から起算されることを判示した。ゆえに、ICE 事件判決は、Brexit 後のイギリスの上級裁判所に与えられた裁量を示している。しかし、この裁量が行使された際の慎重さに鑑みれば、Brexit を契機とする知的財産革命ではなく、安定的で漸進的な発展という支配的な印象を拭い去ることはできない。

3. 2023 年「存続 EU 法」廃止改革法

項目 2 において描写した構造において、ある特定の時点で切り取られた EU 法 (a snapshot of EU law) は、イギリス法に大きな、そして今もなお影響を及ぼしている。この切り取りのなかにある準則からの脱却は、一定の制約された条件の下で可能であり、そして徐々にしか生じない可能性が高い。おそらく驚きはされないだろうが、こうした法的構造は、法的安定性を確保するために設計されたのであるが、最も強硬に Brexit を支持してきた人々からの批判を受けた。支持者たちは、EU 法の継続的な影響が大きすぎると主張し、こうした「訳者注：感情的」主張は、2023 年「存続 EU 法」廃止改革法（以下、「2023 年法」という。）の導入をもたらす原動力となった。2023 年法は、立法者および裁判所に対する EU 法から脱却する裁量を拡大することにより、2018 年 EU 離脱法のもとで導入された法構造を修正するものであり（しかし、取って代わるものではない）、2024 年 1 月 1 日に施行されている。2023 年法は、新たな権限を導入するとともに、2018 年 EU 離脱法の運用を相当に修正している。本項では、同法で導入された準則の重要な側面を概観する。一般に、これらの準則は、2024 年 1 月 1 日に大部分が施行されている⁽³³⁾。

主として表面的なものがあるが、ひとつの変化は、移行期間の終了時点でイギリス法に取り込まれ、当初は「存続 EU 法」と名づけられていた準則のまともりは、「融合 EU 法」と改名されたことである⁽³⁴⁾。この政治的動機に基づく変遷は、これらの準則と、一 EU 法に由来することではなく一これらの準則が取り込まれているイギリスの法制度との関係の方を強調するものである。より大きな実質的な影響があるのは、新たに導入されたいわゆる「サンセット規定」によるものである。この規定は、2023 年の終わりから廃止の効力が生じる EU に由来する法の長いリストを定めた⁽³⁵⁾。これらの廃止される準則は、知的財産法にはほとんど重要性を持たない。しかしながら、より潜在的に大きな影響があるのは、知的財産法に責任を有するものを含む政府の省庁に、2023 年法の下で簡素化された手続で融合 EU 法を廃止又は再度宣明するという、強化された権限が付与されてもいるという事実である⁽³⁶⁾。この権限の存在は、公務員に、融合 EU 法のうち修正された部分を適切に特定することを促すという意図がある。今までのところ、この権限は知的財産に関する立法について適用されてはいないが、関連の公的機関はいまや、改革が適切であると考えられる場合には、その手段を有しているのである。

また、2023 年法は、イギリスの裁判所と融合（従前は「存続」）EU 法との関係を修正するための追加的な重要な手段を創設する。上述してきたように、EU 法の優越性の原則は、2018 年 EU 離脱法のもとで移行期間後の EU 法との関係では廃止された。しかし、当初施行された立法のもとでは、優越性の原則は、融合 EU 法との関係で適用され続けるものであった。この状況は、2023 年法の下で変更されている⁽³⁷⁾。いまや融合 EU 法が裁判所により解釈される場合、国内法規定は、あらゆる整合しない EU 法由来の準則に対して優越するべきものとなった。マーリーシング原則のもとでは、裁判所は、たとえその解釈が最も明らかなものというわけではないとしても、EU 法と適合する国内法解釈を行う義務が課されていたが、この原則は融合 EU 法との関係で廃止された。さらには、EU 法の「一般原則」には、解釈の基本原則が含まれるが、この「一般原則」はもはやこの法のかたまり「訳者注：融合 EU 法」には適用されない⁽³⁸⁾。

2023 年法はまた、イギリスの裁判所が、融合 EU 法に由来する準則から脱却する権限を与えられる状況を広げ

ている。当初施行されていたときには、2018 年 EU 離脱法により、最高裁判所及び控訴院が、比較的制限された状況において、従前存在していた融合（当時は「存続」）EU 判例法から脱却することを許されていた⁽³⁹⁾。全面的に施行された場合には、2023 年法は、相当にこれらの条件を緩めることとなる⁽⁴⁰⁾。加えて、第一審裁判所は、適切な事案において、融合 EU 法の適用に関する問題を上級の裁判所に付託する権限が与えられる。したがって、融合 EU 法における既存の準則を改めるためには、原告が上級の裁判所に上訴することを常に待つ必要があるというわけではないことになる。これは、イギリス法においては珍しい手続きであり、融合 EU 法に由来する現在の準則に対しての異議申立の数が増加する結果を招く可能性が高い⁽⁴¹⁾。

2023 年法がイギリスの立法者及び裁判所に、イギリス法の独立した発展を促すことを目的としていることは明らかである。しかし、実際には、このように促されたとして、少なくとも裁判所は直ちにはこれに従わないかもしれない。E-Accounting Solutions Ltd v. Global Infosys Ltd 事件判決は、登録商標に関する判決であるが、2023 年法の施行前に言い渡された⁽⁴²⁾。にもかかわらず、同事件を担当した裁判官である Tindal 裁判官は、この機会を利用して同法が施行後にどのように作用するかを検討した。同事件は、登録商標権の侵害訴訟に関するものであった。過去数年にわたって、CJEU は一連の判決を言い渡してきており、これらのなかで、商標侵害は、被告の行為が標章の「機能」を害する場合にのみ生じると判示している。この前提条件は、EU 法であれ 1994 年商標法であれ、関連立法において明示的に述べられてはいない。E-Accounting 事件判決において、裁判官は、2023 年法が施行されたとすれば、イギリスの裁判所の一次的義務が、元となった EU の準則を考慮することではなく、イギリスの立法の文言を解釈することにあるだろうと述べた。そうすると、一見すると、2023 年法の下では、裁判所は、商標の「機能」に言及することなく、1994 年商標法を単純に適用しなければならないことになる。しかし、2023 年法が施行された場合の法的位置づけを検討する中で、裁判官は、傍論として、指令が、1994 年法を解釈する際の文脈（context）の一部を形成していると判示した。裁判官は、立法が可決された文脈を解釈において考慮に入れるべきであるという立法解釈についての純粋な国内法上の原則に言及することにより、この立場をとるにいった。本件においては、（もはやイギリスの裁判所を拘束しないとはいえ）指令は、イギリス法上の準則についての立法上の文脈の重要な部分を構成していた。もしイギリスの立法者が商標法上の「機能」要件を廃止しようと望んでいたのであれば、その時点で明示的に廃止していたと考えられよう。こうした根拠に基づいて、イギリス法の下での登録商標侵害の判断には、商標の機能が害されるという従前からの条件が含まれると考えられた。すなわち、2023 年法の下であったとしても、侵害訴訟に対する裁判所のアプローチは、同じままである可能性が高いであろう。

e-Accounting 事件判決は、法的不確実性及び事業上の混乱を回避するという裁判所の明白な傾向を示してもいい。本稿を通じて主張している通り、このことは、法的機関が新たに与えられた Brexit による裁量に対するより一般的な反応とも整合的である。時間がたてば、国内政策が英仏海峡の反対側で採用されているものから脱却する方策を支持するという今後の展開をイギリスの立法者が認識するに伴って、こうした状況は変化するかもしれない。イギリスの裁判所は、ICE 事件におけるように、適切な事案においては、融合 EU 判例法から脱却する理由付けを必ず行うであろう。著作権法分野においては、例えば、特に差し迫った国内政策上の課題に対して対応したというよりも、EU 指令⁽⁴³⁾に適合するために導入された特別の権利である「発行に関する権利（publication right）^{vii)}」を、立法者は再考しようと望むかもしれない。同様に、多くの者は、応用美術に対する相対的に短期の著作権保護期間へと回帰することを好むかもしれないが、とはいえ、この修正は貿易・協力協定の規定により排除されうる。裁判所に関する限り、Infopaq 事件 CJEU 判決に由来する極めて厳格な侵害判断基準は、イギリスの立法上の準則（これは、著作物の「相当部分」を利用した場合にのみ侵害となる旨を規定している）に再び焦点を当てて再考されることになるかもしれない⁽⁴⁴⁾。同様に、著作権侵害に対する権利制限規定は狭く解釈されるべきであると CJEU が繰り返し述べてきている一方で、この明白な解釈原則はよく無視されているように見受けられる。将来においては、イギリスの裁判所は、原告や被告のいずれにも有利な推定の働かない、権利制限規定の適用に関する〔訳者注：EU 立法による〕調和前のアプローチへと完全に先祖返りするかもしれない。

2023 年法は、その施行前に存在していた一定の不確実性を、ほぼ間違いなく解決している。1988 年著作権・意

匠及び特許法 1 条 1 項の非常に明確な規定からすれば、そこに列挙されていない「著作物」が、それにもかかわらずイギリスにおいて著作権で保護されるのだとの旨の主張を、原告が今後行う可能性があるとは考え難い。逆に、たとえイギリスにおいて定義が不十分な「公益」の抗弁が、おそらくは移行期間終了時点で EU 著作権法と適合していなかったとしても、2023 年法により復活した可能性が高いとみられる。コモンローにおいて発展してきたこの抗弁の下では、「公益の下に」行われているのであれば、著作物の当該利用が法定の権利制限規定の対象となっていないとしても、裁判所は著作物の当該利用を許容しうる^{vi)}。Brexit 以前において、CJEU の判例は、加盟国が EU 著作権法の体系 (*acquis*) (イギリスの「公益」原則に相当するものを含んでいない。) において明示的に述べられている状況における著作物の利用のみ許容しうると判示していた。しかし、2023 年法の施行に従い、1988 年著作権・意匠及び特許法 171 条 3 項の下での公益に関する具体的な言及、及び、調和前のイギリスの判例法に鑑みて、この抗弁は、適切な（とはいえ、非常に珍しい）状況においてはイギリスの裁判所が用いるものとなる可能性が高いと見受けられる。

4. 結論

Brexit は、イギリスの立法者に、欧州連合の立法の体系 (*acquis*) から独立して、知的財産法を発展させる機会をもたらしている。この裁量は、2023 年法の結果として拡大している。しかし、本稿でみてきた通り、立法者と裁判所のいずれもがこれまでのところ、なかなか劇的には方針を転換してはいない。イギリスが、EU の加盟国ではなくなった場合であっても、知的財産法の分野において一定の制約に拘束され続けているためということも理由の一つである。こうした制約には、知的財産に関する国際条約、貿易・協力協定及び（既得の財産権の含む）基本権を保護する国内法が含まれる。最後に挙げたものに関していえば、イギリスの人権法によれば、公的機関は、諸権利の中でも、欧州人権条約の下で保護される財産権と適合的に行動しなければならない^{ix)}。この権利の存在は、補償を行うことなく（知的財産権を含む）既存の所有状態を奪うあらゆる決定が、条約違反をあえて行うことを意味する。もっとも、広範な暫定規定が制定される場合はこの限りではない。

劇的で独立した政策的な解決を実施することに対して前述のように根本となる法に様々な足かせがあることだけが、本稿が検討してきた法的保守主義 (the legal conservatism) の唯一の原因というわけではない。イギリスの立法者は、知的財産法の既存の制度が、有益でありながらも複雑な商業上の取り決めを支えるものであり、向こうみずにひっくり返してしまうべきではないことも理解している。このことこそが、本稿で詳細に述べてきた現象である。もちろん、法制度が安定するにつれて、このアプローチは今後数年にわたって徐々に緩和されることは、十分に生じ得る。知的財産におけるイギリスと EU との関係への将来の潜在的圧力は、その兆しがみえている。時がたつにつれて、とりわけイギリスの裁判所は、独力で進んでいくことについて、より一層自信を深めていくだろう。

以上

【付記】 本稿は、科学研究費補助金（課題番号：19K01432）による研究成果の一部である。

(注)

(1) 本稿は、2024 年 3 月 3 日に開催された早稲田大学での RCLIP セミナーにおいて用いた原稿に修正を加えたものである。

(2) Directive 98/44 on the legal protection of biotechnological inventions; Regulation 469/2009 concerning the supplementary protection certificate for medicinal products; Regulation 2019/933 amending Regulation 469/2009 concerning the supplementary protection certificate for medicinal products; Regulation 1610/96 concerning a supplementary protection certificate for plant protection products. Also, see Regulation 1257/2012 implementing enhanced co-operation in the area of the creation of unitary patent protection.

(3) Directive 2015/2436 to approximate the laws of the Member States relating to trade marks (recast).

(4) Regulation 2017/1001 on the European Union trade mark (codification).

(5) Directive 98/71 on the legal protection of designs.

(6) Regulation 6/2002 on Community designs.

- (7) (C-106/89) *Marleasing SA v La Comercial Internacional de Alimentacion SA* EU:C:1990:395.
- (8) (C-292/00) *Davidoff v Gofkid* EU:C:2003:9.
- (9) See, for example, *Cofemel v G-Star Raw SA* EU:C:2019:721; (C-310/17) *Levola Hengelo v Smilde Foods BV* EU:C:2018:899.
- (10) See, for example, *SAS Institute Inc. v. World Programming Ltd* [2013] EWHC 69 (Ch), para. 27; *Response Clothing Ltd. v. The Edinburgh Woollen Mill Ltd.* [2020] EWHC 148 (IPEC), paras. 52–64.
- (11) Agreement on the withdrawal of the UK of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and European Atomic Energy Community, 2019/C 384 I/01, Arts 54–61.
- (12) Trade and Cooperation Agreement between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part, 30th December 2020. 同協定がもたらしう一定の帰結については、P Johnson, “Inverted supremacy”, ‘weaker precedent’ and other uncertainties brought about by the Retained EU law (Revocation & Reform) Act 2023” [2023] *European Intellectual Property Review* 634 を参照。
- (13) See The Designs & International Trade Marks (Amendments etc) (EU Exit) Regulations 2019 SI 2019/638.
- (14) UK Intellectual Property Office, UK’s Future Exhaustion of Intellectual Property Regime, 7th June 2021. As updated, see <https://www.gov.uk/government/consultations/uks-future-exhaustion-of-intellectual-property-rights-regime>.
- (15) 2018 年 EU 離脱法 1 条及び 6 条 1 項。
- (16) 2018 年 EU 離脱法 6 条及び 7 条。
- (17) 2018 年 EU 離脱法 2 条。
- (18) 2018 年 EU 離脱法 3 条。
- (19) 2018 年 EU 離脱法 4 条。
- (20) 2018 年 EU 離脱法 6 条 3 項。
- (21) 2018 年 EU 離脱法 6 条 2 項。
- (22) 2018 年 EU 離脱法 6 条 4 項。
- (23) 後述の議論を参照。
- (24) [2021] EWCA Civ 441.
- (25) (C-466/12) *Svensson v Retriever Sverige* EU:C:2014:76; (C-160/15) *GS Media* EU:C:2016:644.
- (26) (C-392/19) *VG Bild-Kunst v Stiftung Preussischer Kulturbesitz* EU:C: 2021:181.
- (27) [2022] EWHC 1379 (IPEC).
- (28) 1988 年著作権・意匠及び特許法 30 条の A。
- (29) (C-201/13) *Deckmyn v Vandersteen* EU:C:2014:458.
- (30) [2022] EWHC 2084 (IPEC), paras. 58–64.
- (31) [2023] EWCA Civ 145.
- (32) (C-482/09) *Budejovicky Budvar Narodni Podnik v Anheuser-Busch Inc* EU:C:2011:605.
- (33) 本稿執筆時点では、6 条（裁判所の役割）が依然として未施行である。
- (34) 2023 年「存続 EU 法」廃止改革法 5 条。
- (35) 2023 年法 1 条。
- (36) 2023 年法 9 条から 16 条まで。
- (37) 2023 年法 3 条。
- (38) 2023 年法 4 条。
- (39) 2023 年法 6 条 5 項。
- (40) 2023 年法 6 条 3 項及び 4 項。
- (41) 2023 年法 6 条 8 項。
- (42) [2023] EWHC 203 (Ch).
- (43) See Copyright and Related Rights Regulations 1996, s 16.
- (44) *Infopaq International A/S v Danske Dagblades Forening* EU:C:2009:465.

- i) 訳注：本稿では、特段の断りなく「イギリス」との訳語を用いる際には、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 (United Kingdom) を指す。
- ii) 訳注：直接効果についての邦語での解説として、例えば、須網隆夫＝中村民雄「判批（ファン・ヘント・エン・ロース事件）」中村民雄＝須網隆夫編著『EU 法基本判例集』（日本評論社、2019 年）3 頁以下を参照。
- iii) 訳注：邦語でのマリーニング事件の評釈として、例えば、須網隆夫「判批」須網＝中村・前掲訳注（ii）48 頁以下を参照。
- iv) 訳注：マン島は、アイルランド海に存在する島であり、ガーンジー代官管轄区 (The Bailiwick of Guernsey) とジャージー代官

管轄区 (The Bailiwick of Jersey) とともに王室属領 (Crown Dependencies) の一つである。王室属領は、連合王国を構成するものではないが、連合王国が外交防衛を担う一方で、独自の政府による自治が行われている。王室属領については、イギリス王室ウェブページ (<https://www.royal.uk/crown-dependencies>) を参照。

- v) 訳注：2020 年 12 月 31 日時点で存続している共同体無登録意匠が、EU 脱退後のイギリスにおいて同様に効力が失われることへの補償を行う移行措置というべきものである継続共同体無登録意匠と、EU 脱退後に設けられた EU 共同体無登録意匠制度に類似する補充無登録意匠制度がある。前者の継続無登録意匠の保護は、2023 年の終わりには終了することとなる。さしあたり、末宗達行「イギリスにおけるデザイナーの権利をめぐる現状と日本法への示唆」日本知財学会誌 21 巻 2 号 (2024 年) 50-51 頁も参照。
- vi) 訳注：邦語での Shazam 事件判決の評釈として、小泉直樹「判批」慶應法学 49 号 (2023 年) 1 頁がある。
- vii) 訳注：訳語は、WIP ジャパン株式会社『平成 22 年度文化庁委託事業 諸外国の著作権法等における出版者の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究報告書』(平成 23 年 3 月) 16 頁に依拠した。
- viii) 訳注：公益の抗弁についての詳細は、本稿の著者によるものとして、Jonathan Griffiths, 'Pre-Empting Conflict-A Re-Examination of the Public Interest Defence in United Kingdom (UK) Copyright Law' (2014) 34 Legal Studies 76, Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2405872> がある。邦語の関連文献として、張睿暎「イギリス著作権法における公益 (Public Interest) 概念の変遷史」企業と法創造 14 号 (2008 年) 356 頁以下、渕麻依子「イギリスにおける公益の抗弁について—権利制限の一般規定を目指す我が国に与える示唆—」中山信弘＝金子敏哉編『しなやかな著作権制度に向けて—コンテンツと著作権法の役割—』(信山社、2017 年) 287 頁以下 (特に学説の議論状況について、303-306 頁。306 頁において、本稿の著者の前掲する論考は、公益の抗弁の積極的活用を提唱する立場として位置づけられている。) がある。
- ix) 訳注：1998 年人権法のもとで、裁判所を含む公的機関は、欧州人権条約上の権利に適合的に行動する義務を負う (同法 6 条 1 項、同条 3 項)。そして、同法にいう欧州人権条約上の権利には、財産権の保障を規定する欧州人権条約第一追加議定書 1 条 (いわゆる「A1P1」) も含まれる (同法 1 条 1 項 (b))。

(原稿受領 2024.10.22)

読者の皆様の声をお待ちしています

パテント誌における情報、言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり、編集に携わる会誌編集部としては本誌が読者の皆様にいかに読まれているかちょっと気になります。そこで、パテント誌では「読者の声」の欄を設けています。「読者の声」欄に、参考になったこと、論考に対するご意見、編集者への注文などを E メールにてお寄せください。

「読者の声」のご投稿は・・・
日本弁理士会 広報室「読者の声」係
patent-bosyuu@jpaa.or.jp



※ 500 字程度で、氏名、年齢、職業、連絡先をご明記の上、ご投稿ください。
※ ご投稿頂いた「読者の声」は、パテント誌に掲載させて頂く場合があります。掲載させて頂く際は、事前にご連絡いたします。その際、一部を手直しして頂く場合もございますので、ご協力をお願いします。